議会運営委員会理事会記録

令和6年11月8日(金)

杉並区議会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
定例会の提案事項について	3
定例会の日程について	4
本会議の会議録署名議員について	4
一般質問について	4
発言通告について	5
区議会だよりの発行協力依頼について	5
議員講演会について ····································	5

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和6年11月8日(金) 午前10時04分~午前11時02分
場所	第3・4委員会室
出席理事	理 事 脇 坂 たつや 理 事 矢 口 やすゆき
(7名)	理事山田耕平理事ひわき岳
	理 事 川原口 宏 之 理 事 安 斉 あきら
	理 事 * 松 本 みつひろ
	*はオンラインによる出席理事
欠席理事	(なし)
理事以外の	副議長 おおつき 城 一
出席議員	
出席理事者	(なし)
事務局職員	事務局長 森 雅之 事務局次長 村野貴弘
	庶務係長 田口昌実 議会法務 武士清亮
	議事係長 蓑輪 悦男 庶務係主査 渡辺 翔太
	担当書記 橘川敦江



脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

本日は、オンラインでの理事会出席を認めております。

本日は、松本理事からオンラインにより出席したいとの申出がありました。松本理事、 挙手をして返答をお願いいたします。

松本理事 松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

脇坂理事 音声と映像を確認できましたので、出席を許可いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 それでは、まず初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、9月17日、9月26日、10月3日、10月9日、10月10日の1回目、10月10日の2回目の6回分について事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《定例会の提案事項について》

脇坂理事 次に、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。区長から、条例2件、契約6件、負担付譲与の受領 1件、補正予算1件、特別区道の路線の認定1件、指定管理者の指定4件、人権擁護委 員候補者の推薦1件、専決処分の報告8件、以上24件の案件が提出される予定となって います。

除斥対象の案件がないかどうか、11月11日に議案が配付される予定となっていますので、漏れのないよう各議員で確認のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、この件については、11月11日開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認いただき、除斥の対象となる議案があった 場合は議長へ申し出ていただきますよう各会派の議員へお伝えください。非交渉会派に ついては事務局から説明をお願いいたします。 《定例会の日程について》

脇坂理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。令和6年第4回杉並区議会定例会の日程でございます。10月16日の日程(案)から変更はございません。

なお、例年、4定中に人事委員会勧告を受けての職員の給与条例等の改正について追加議案が提出される見込みであり、準備が整い次第、日程の追加がある予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおりといたしますので、よろしくお願いいたします。

《本会議の会議録署名議員について》

脇坂理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。第4回定例会の本会議の会議録署名議員は記載のと おりでございます。

なお、本会議の日程が追加された場合などは改めてお知らせいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件についてはよろしくお願いいたします。

《一般質問について》

脇坂理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 一般質問の通告については、11月11日月曜午後1時から11月14日木曜午後1時までの受付となります。初日、11日月曜午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合は、くじ引きで順番を決めさせていただきます。14日木曜、最終日、最終希望者についても同様の扱いとさせていただきます。通告が最終日に集中する傾向がありますので、早めに通告くださるよう御協力をお願いいたします。また、11月11日月曜の議会運営委員会で各会派の質問予定者数の報告をお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 なければ、11月11日開催の議会運営委員会で各会派の質問予定人数をお知らせください。非交渉会派については事務局で確認をお願いいたします。引き続き、早めの通告をお願いいたします。

《発言通告について》

脇坂理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 いずれも発言通告は2日前の午後5時までとなります。本会議初日、11月19日火曜の発言通告は11月15日金曜午後5時まで、中日、11月25日月曜の発言通告は11月21日木曜午後5時まで、最終日、12月9日月曜の発言通告は12月5日木曜午後5時までとなります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、発言通告の期限については、11月11日開催の議会運営委員会で確認 し、了承を得ることといたします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

脇坂理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いします。 事務局次長 資料4を御覧ください。区議会だより第273号については、4定の一般質問、 会派の年頭挨拶などの内容で、新年1月1日の発行を予定しています。また、年頭挨拶 の原稿は、御提出いただいた後で選挙管理委員会での確認が入るため、11月25日月曜提 出期限とさせていただいています。詳細はこの後、個別に依頼をさせていただきます。 質問原稿の提出等、裏面の発行計画案に従い、御協力のほどよろしくお願いいたします。 なお、4定号は発行スケジュールが他の号に比べてタイトであることから、一般質問 の原稿提出期限を従来より早めに設定させていただいています。御理解のほどよろしく お願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件につきましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

《議員講演会について》

脇坂理事 次に、議員講演会の開催についてです。ハラスメントに関して勉強会開催等の 御提案があり、前回の理事会で様々御意見をいただいたところですが、開催するとした ら、どういうやり方ができるか事務局に検討してもらうこととしていました。まずは事 務局から説明をお願いします。

事務局次長 先日の議論では、職員向けの研修に議員が参加する案や議員有志で主催する 話などが出ていましたが、それらの課題を整理する中で、議員と職員とでは、法令上の 立場が異なっている点や日程調整、講師の確保、経費分担などの課題があります。この ため、強制的にならないようにとの御意見もあったことから、議員対象の講演会という 形で案を提案させていただくものでございます。

資料5を御覧ください。まだ理事会での協議中の案件でございますが、ハラスメント について講演を引き受けていただける講師の方が限られているため、仮ではありますが、 具体的に講師名や日時まで検討した案を説明させていただきます。

開催の目的は、各種ハラスメントへの理解を深めることで、議員活動の一助とすることとする。また、令和3年改正の政治分野における男女共同参画推進に関する法律に義務づけられた内容を一部取り入れています。

講師は、地方議会の現状に精通する方とし、廣瀬和彦氏を考えています。経歴は、資料に記載のとおりでございます。

日時は、4定の会期中である12月5日木曜の午後、質疑を含めて3時間程度を想定しています。

この日は、文化芸術・スポーツ・まちのにぎわいに関する特別委員会の日であり、委員会終了後、第3・第4委員会室にて開催を考えています。この案の日程で開催が決まった場合には、設営の関係上、特別委員会の会場を第2委員会室に変更いたします。

なお、資料に記載はございませんが、費用は20万円程度であり、予算を流用して対応 する予定でございます。また、参加できなかった方のために、本講演会の動画を一定期 間視聴できるようにする予定でございます。

説明は以上でございます。

- **脇坂理事** ただいま事務局から講演会を開催する案が提示をされまして、これについて主 催者は議長になると思われますが、本日議長が欠席のため、副議長から何か御発言があ ればお願いしたいと思います。
- おおつき副議長 今日は議長が欠席されているので、議長とも御相談していた内容をお話 しさせていただければと思います。

皆様も御承知のとおり、やっぱりハラスメントの問題というのは、行政の中でもあったり、もしくは行政と区民との間でもあったり、また行政と議会との間でもあったりとか、それがやっぱり昨今、今まで以上にかいま見られる状況であったのではないかと、

これは多くの議員の皆様も御賛同いただけるんだと思いますが、それに対してこのまま何もしない、手をこまねいていてはまずいのではないかと議長とも話をしていました。

その上で、先ほど事務局からお話がありました、国では政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、これが法律として採択されています。私も詳しい内容について、初めて今回よく見てみましたら、その中の9条には、性的な言動等に起因する問題への対応として、国及び地方公共団体は、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとすると、これをやりなさいと、こういう法律が国会で通っております。

我々もこの地方公共団体の一員として、今この問題を丁寧な議論をしていく必要があると思いますし、その上で今回、事務局から御提案をいただいたこの廣瀬和彦氏というのは、ふだん区議会事務局が、様々法規上の問題があったときに御相談をしているところだということで、非常に公平な方、また公なところにいらっしゃる方だとお見受けしております。なので、一度こういう方から、1度と言わず、1度、2度、複数回必要だと思いますけれども、今の現状のハラスメントは、何がハラスメントで、何がハラスメントではないのか、どこがグレーなのかということを我々議員が、もっと言うと、私は前回も言いましたけれども、行政側にもしっかりそこは御対応いただきたいと思っていますし、そこを、何かを決めるとかいうことよりも、まず同じ物差しで一度聞いてみる、複数回聞いてみるということが必要なんじゃないかということを議長とも話をしまして、前回、脇坂議運委員長から3パターンほど御提案いただきましたが、こうやって、公平な方からしっかり一度お話を聞くことからスタートして、丁寧な議論を、もしくは我々のそういうことに対する認識を深めさせていただく機会が必要だと思います。

特に杉並区議会は女性の方が半数を今占めておりますので、本当にこれまで以上にそ ういうことについても我々も見識を深めていかなければいけないと、このように思って、 今回、この案については了解をさせていただいております。

以上です。

- **脇坂理事** それでは、今いただいた案を基に、開催の有無ですとか、その方法も含めて協議をしていきたいというふうに思います。御発言がある方は挙手をお願いいたします。
- **矢口理事** まず、御提案ありがとうございます。事務局のほうでもいろいろとお調べいた だきましてありがとうございました。

前回の理事会のほうで、このハラスメント、いろんな案も出たと思います。私たち会派の意見としては、やるのは全然問題ないと思いますし、必要な方もいらっしゃるだろうから、そこに対して否定をするものではないんですけれども、あくまで有志でやるべ

きなんじゃないですかというふうな一応主張はさせていただいたと思うんです。その中で、今回こういうふうな案が出てきたということなんですけれども、もう1回お金の確認なんですけれども、これは議会費の予算を流用して対応するということですか。

事務局次長 そうでございます。その根拠としましては、先ほど副議長からもお話になられましたけれども、法令のほうが地方公共団体に研修の実施をある意味義務づけているような状況でございまして、こちらのほうで調べますと、50万以上の自治体ですと、昨年1年間で4割以上の自治体が既に実施をされているようなこともございますので、そういうことを含めまして、公費を使ってやることの正当性はあるんじゃないかというふうな判断の下にちょっと御提案させていただいているところでございます。

矢口理事 分かりました。

前もお話ししたかもしれないんですけれども、やることに対しては全く否定はしないですし、その法令的には自治体ごとにやるべきだというところもあるかと思うんですが、イメージとしては、やりたいんだったら、やりたい人が自分たちで政務活動費を出してやるべきなんじゃないのかなというふうな思いであったりとか、事務局が主導してやっていくというのもちょっと違うんじゃないのかなというふうに思っているんですね、私たちの会派としては。そのあたりはどういうふうな、議会費を流用してやる、事務局がある意味オフィシャルな業務としてそれをやっていくということは、議会側もしくは事務局も含めて、もうこれはオフィシャルな講座というふうな認識になってしまうと思うんですよ。そのオフィシャルなものに対して、私たちは有志でやる分にはいいんじゃないですかと思ってはいるんですけれども、オフィシャルでやられているものに対して、出てこなかったら、それはあなたたちは出てきていないよねみたいな感じで、批判をする人はいないと思いますけれども、ある意味、批判をされてもおかしくないような状況に追い込まれてしまう可能性があるんじゃないのかなと思うんですが、そのあたりはどうなんでしょう。

事務局次長 前回いろんな御意見の中で、やはり区長部局と一緒にやる案とか、政務活動費を使ってやる案とか御提案をいただいて、なおかつ、強制的にならないようにというふうな意見もあったことから、これはあくまでも、事務局は調べることはやりますけれども、主催としては議長が主催するような形になろうかと思います。また、出られなくても、後で視聴できるような形もちょっと検討していますので、必ずしも誰が出たかとか、誰が聞いたとか、そういうことを別に求めているわけではなくて、基本的には関心がある方が出席いただければというふうな形で。

政務活動費もいろいろ検討したんですけれども、ちょっと政務活動費の使途としては

なかなか難しい部分もあるかなというふうなことで、法律的には一応認められている中であれば、公費でやるのがいいのではないかと、区長部局との共催とか、その道も探ったんですけれども、今の段階では、議員の皆さんでやるのが、まずは最初のスタートしてはいいんではないかということで、この案で御提案させていただいている状況でございます。

矢口理事 政務活動費だと難しいというのは何ででしょう。

議会法務担当係長 政務活動費の対象としては、議員ですとか会派の個別の活動について 支出を政務活動費で認められているところがございます。今回の講演会という名前で開催するものなんですけれども、これが区政に対する研究と言えるのか、それとも議員の 個人の素養ですとか、教養、スキルを高めるものかというところが1つの判断基準になるかなと思っていて、どちらかというと、今、後者の色合いが強いのかなというところで、政務活動費の支出はちょっとそぐわないところがあるかなというところでこちらで は考えているところです。ただ、最終的には、もちろん政務活動費は議員さんの判断で計上されるものですので、そちらは御了承いただければと思います。

矢口理事 東京都のほうではカスタマーハラスメント防止条例って2014年につくっていると思うんですけれども、ここは議会に対するハラスメントということで、職員であったりとか、我々議員に対するものであるんですけれども、区民に対するものというところは、今、区としては、これは事務局に聞く話じゃないかもしれないですけれども、必要ではない、必要、その前にまず議員がやるべきだというふうなことなんですかね。そこまで聞いても分からないか。それはまた違いますものね。

川原口理事 それはもうこの中で議論する話。

矢口理事 そうですね。今のは取り消します。失礼しました。

例えば今後、こういうふうな、これが必要ではあるんじゃないのかみたいなところの 課題であったり、案件であったりというところは、1回理事会のほうにも提案させてい ただきながら、それが必要であれば、こういうふうな講演会を、最終的にお金はどうな るかまだ分かりませんけれども、政務活動費でやるのか、あるいは議会費の流用ででき るのか、今後もいろんな案件について講座とかをやっていく可能性があるということで すかね。

事務局次長 そのとおりでございます。

事務局長 ちょっと補足でございますが、これまでそういった経費を持っていなかったものですから、今回流用という形を取っておりますが、今回そういう形がありましたので、 来年度からは、現在予算要求しておりますので、それが計上されれば、今おっしゃった ような形で、何らかの御要望があれば、それに取り組むという可能性が出てきたということでございます。

- **安斉理事** これは御提案ということだというふうに受け止めていまして、これは事務局に 質疑となっちゃうと、事務局も指示されてやっているんですよね。あくまでも今回のて いというのは、議長を主催者としてということでやられているかと思うんですけれども、 その理解でいいんですかね。まずそこから。
- **事務局次長** 主催は、こちらで前回もお話しさせていただいていますけれども、議員対象 で行うということであれば、議長主催になろうかなと思っています。
- **安斉理事** 議長主催ということで。今日は議長が来ていないんですけれども、何でお休み なんですか。
- 事務局次長 ちょっとけがをしまして入院して、もう退院はしましたけれども、今週ちょっとお休みというふうなことを聞いております。
- **安斉理事** 分かりました。けがの程度にもよるんですけれども、自分が主催する今までやっていなかった提案について欠席というのは、ちょっと僕はいかがなものなのかなと思うし、今日諮らなくても、議長がいるときに諮るべきなんじゃないかなと思いますので、いない方には言えないので、しようがないけれども、それは伝えておいていただきたいです。自分が主催する会を、いろんな質疑が出るのに答える方がいない。それを副議長にもし任せるのであれば、議長の職を果たしていないと思いますので、それは強く言っておいていただきたいと思うんです。それは議長に伝えてください。

前回自民党さんも任意でと、うちの会派も任意でということで主張させていただきました。やること自身は否定しません。ただ、任意でやられたらどうですかという話になったわけなんですけれども、副議長が法律の観点からということで、そこも理解はしますよ。ただ、そういう会派からの意見があったということを考えるのであれば、ちょっと強行的にこういう進め方をするというのは、まず私はちょっと納得できないのかなと思いますし、この件については、先に述べておきますけれども、これでやるということになれば、私ども無所属・都民ファーストは了承しないでやられたというふうな判断を取らせていただくしかないのかなというふうに思います。私も今日こういった話が出てくると今初めて聞いたので、会派のメンバーに、はい、そうですかという話で、諮りもしないで私もいいとは言えないので、そういう意味では、これは強行して進めるのであれば、そういう理解をさせていただく。要するに私どもは強行してやるのであれば、それについては了承しないということになります。

それで、もしやるとしても、先ほど予算の関係で流用という話がありましたよね。議

会でもさんざんこの流用については慎むべきだという話もあるわけですよ。軽々にお金があるから流用してというのは、私はよくないと思いますよね。この件について事務局としてどうですか。

事務局長 確かに流用というのは好ましくないということは事実だと思います。ただ、その年度中に必要な経費が生じた場合に、必ずしも補正予算を編成しなくても流用で対応するということは、決してないわけではありませんので、金額的にもそれほど大きな金額ではないので、そこは皆様方の御判断によるものだと、決しておかしなことではないとは思いますけれども。

安斉理事 局長の言い方は、予算も大したことないという話なんだけれども、これは区議会だから、自分たちでこうやって決めて、流用を許しちゃうのかとなると、ほかの部門で、区長部局のほうでやったときに、我々は言えなくなっちゃいますよね。であれば、しっかりと補正予算を組んでもらえばいいんじゃないですか。大義があるわけですから、今の説明だと。私はちょっとこういうやり方は認めていないですよ。大義があるのであれば、もしやるとなれば、補正予算を組むべきですよ。我々も流用はよくないんだから、ちゃんとやりなさいといつも言う立場だから、安易に流用という言葉を出して、この場で議会事務局がそういう発言をするというのはよくないし、主催者である議長も簡単に流用というのを考えていること自身、私は常識的にあり得ないなと。議会の人から流用しちゃえばいいんだなんていう安易な考えというのは、議長もちょっとどうかしているのかなというふうに、これは強く指摘しておかなきゃいけないのかなというふうに私は思います。これ以上事務局に言ってもしようがないので、議長は今日いないので、あれですけれども。

それと、この問題はどうなるか分からないですけれども、ちょっとこれは私は議長に言いたいんだけれども、申し送り事項というのがありますよね、脇坂さんが議長だったとき、今日いらっしゃるけれども。そういう問題を全然やらないで、2年間もほったらかしにしておいて、いきなり出てきたこのハラスメントの話、ひわきさんから御提案があったというのを唐突にやるという、多分私は、以前聞いたときに、議事録がないところで聞いたのかもしれないけれども、やっている時間がないとかいろいろ言っていましたよね、ほかの理事さんも。そんなようなことを言っているのに、これだけこぞって事務局も含めてやるというのは、私はフェアじゃないと思いますね。もしこれを進めるのであれば、脇坂さんが議長で申し送った申し送り事項、細かくは言いませんけれども、精力的に全部やってもらいたいです。別に議会を開会しなくたって、議員なんていうのは、基本的には開会以外、皆さん予定をつけようと思えばできるわけですから、前期は

脇坂さんが送っているわけですからね、当時の議長が。今、議運委員長をやっていますけれども。そういうことをしっかりやっていただかないと、ここだけ取り出してやるというのは、私はよくないと思いますよね。

前回の申し送り事項というのは、私の記憶ですと、体制は変わりましたけれども、当時の幹事長も皆さん納得して送って、次の議会のときにはこういった課題を解決しようというふうに決めているわけですから、まずそこをやってからじゃないとよくないと思いますね。これは議長がいないから、結論は出ないし、おおつきさんも議長代弁といっても限度があるので、まずその辺を明らかにしてこの話は進めるべきじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

脇坂理事 答弁か何かを求めますか。

安斉理事 できないですね、議長がいないから。だから、議長に伝えていただいて、こういう問題をやるのであれば、しっかり先ほどの予算の話、流用というのも安易にやるものじゃないし、ほかに前期から引き継がれた話があるから、そこも含めて今後、議長があと残り2年やるんだったら、どういうスケジュールでやるかというのをきちっと示していただきたいですね。そういうものが全部出てこないと、誰かが言ったからやりましょうという話では困るので、計画的にやっぱり議会としても改善する問題、新たに発生した問題、そういった取り組んでいくというのを議長と一緒にイニシアチブを取ってもらわなきゃいけないので、欠席なので、解明が今日はできないでしょうけれども、そのことを含めて議論していただかないと、私ども会派は納得がいかないということをお伝えしたいと思います。

以上です。

ひわき理事 私のほうでハラスメントの講習会が必要ではないかというふうに前回提案を させていただいて、それを受けて事務局の皆さんも、そして議長、今日はお休みでいら っしゃいますけれども、それから副議長も本当にいろいろ調整や準備をしてくださって、 提案という形で今日いただいたことは本当にありがたいことだと思っております。

先ほどおおつき副議長からお話があった中で、やはり法的な根拠があるということは、 1つ重要なポイントかなというのは、改めて私は、伺っていて思ったところです。それ と前回の定例会でも、本当に多くの会派からこのハラスメントの問題、指摘が議会の中 でかなり多くされて、皆さんが問題意識自体は、今日も各理事の皆様、共有してくださ っているというふうに伺いました。

そういったところも鑑みると、これは様々議会でも、ほかにも多々課題はあろうかと

思うんですが、1つ現実的に対応しなければいけない問題であって、そこに、例えばハラスメントが行われているということが現状であるのであれば、これは人権の侵害が発生している可能性があるという話でもあります。そうしたことを鑑みると、私は優先的に取り組むことができればいいなと思っていますし、多くの議員の皆様が参加できるような形で、スケジュール的には、議会開催中ということでもありまして、皆さんがもしかしたら御都合をつけやすいスケジュールということで考えてくださったのかなというふうにも思いますし、あと講師の方も、こうした自治体のハラスメント、あるいは議会のハラスメントなどで知見をお持ちで、講習も実績として重ねていらっしゃる方であるので、非常にいい案ではないかなというふうに受け止めております。答弁はなくて大丈夫ですが、意見として申し上げます。

山田理事 私もひわきさんとほとんど同じなんですけれども、矢口理事からもあったとおり、当初、強制ではなく任意で、参加できる方が参加するというところだったので、その点でいったら、やはりこのハラスメントというのが非常に注目をされていて、どういうものがハラスメントに該当するのかということは、私自身も、そして私たちの会派も含めて学ぶ必要があるかなというふうに思っています。ということで、開催することは非常に重要なことだし、意義もあることだなというふうに考えています。

その点で、公正中立な方にある意味その講師をしていただくということは非常に重要なことだと思っていますので、あまりこの人大丈夫なのというような方を任意の議員が選び出すよりは、一定その中立な立場でこういった方を選んでいただくほうが、私たちとしては、より客観的な立場での学びができるのかなというふうに思っていますので、こういった形で提案していただいて、かえってよかったのかなというふうに思ってはいます。

今、議会費の話が出てきているんですけれども、こういったものについては、先ほど 法的な根拠という話もあったので、必要だというふうに考えている方も非常に多く、そ して任意で強制でもないというところであれば、前回の理事会では、そういったことで は開催はいいのではないかという話もありましたので、この点では開催してもいいのか なというふうには考えているところです。

以上です。

川原口理事 私どもの会派は、先ほど副議長も言われていましたけれども、どこまでがハラスメントなのかというところは、ちょっとやっぱり勉強したいなという思いが、うちの会派のメンバーはみんな思っているので、こういう機会はやっぱり設けてもらうのはありがたいなというのがまずあります。

ただ、先ほど副議長からあったように、その法的な根拠があるので、ちゃんと開催すべきなんだという捉え方もできるんですが、一方で、もうそんなことをやらなくても、そんな講演会なんか聞かなくても、自分はもうちゃんと分かっているよと、学ぶ必要はないよという議員も中にはいるかもしれないので、そういう議員の方のそういう状況というか、思いというか、そういうこともある程度尊重はしなくちゃいけないのかなというふうに思っています。

先ほど予算の流用の話ですが、これがやっぱり、さっき安斉理事の御意見も伺っていて、僕も同じようなことを若干考えている部分もあって、たとえこれが法的な根拠に基づく講演会であったとしても、議員の中の誰かが、こういう講演会をやるので、皆さん、興味のある人は来てくださいというふうに呼びかけるもの、それで参加する人は、政務活動費を自分で支出して、それに参加するというやり方もできなくはないのかなという感じがするんですよね。例えば法改正でこの法律がこういうふうに変わりましたと。そのことについてちょっとみんな勉強会をやりませんかと、例えば僕が皆さんに呼びかけたとして、この理事会という場ではなくても、そのときに、皆さん参加してください、その代わり講師代は皆さんで案分して政務活動費で出してもらいますよというやり方もあると思うんですよね。それと同じようなやり方でもいいのかなという感じは、私はしています。一応私の意見です。

松本(み)理事 引き続きちょっと音声が不調で聞き取り切れていないところがあるので、 もし話が重複していたら大変申し訳ありませんが、御容赦いただければと思います。

まず、本日、議長がけがをされた、階段から落ちたという話を聞いているんですけれ ども、御指摘のとおり、重要な局面で出席されていないということに関しては、同じ会 派の一員として申し訳ない気持ちで思っているところです。

今、副議長からお示しいただいた案については、総じて同意というか、賛成したいなと思っているんですけれども、やはりこうしたことを特に公費を使って実施をするということであれば、やはりなるべく幅広い賛同を得ていくということが重要だろうと思っていて、その観点からいったときに、手続論で御指摘があった流用という方法で実施をしようという御提案だったかと思うんですけれども、この点に関しては、4定の補正予算の中に加えて、恐らく流用でやろうというお話なので、減額補正と追加補正がどちらも出てくるという形になると思うんですけれども、手続論の中で、意義が損なわれてしまうということは非常にもったいないことだと思いますから、補正予算を経て前に進めていくということに関しては、私は御提案の中に加えて、そういうやり方もあるのかなということについては賛同したいと思います。お手数をおかけする、これは中間議決が

あるのであれば、予定の12月5日で進められると思うんですけれども、中間議決がない場合は、スケジュールの変更も伴う話だということは承知はしているんですけれども、やっぱり多くの皆さんに賛同していただいた上で、こういうハラスメントのようなテーマについては学びを深めていくべきかなと思っておりますので、その点については、実現可能性の検討からだと思うんですけれども、御検討いただけたらありがたいです。以上です。

山田理事 それほどの大層なことなのかなというのが率直なところでして、こういった講習会というのをもっと気軽にやってもいいものではないかというふうに思っているところもあります。川原口理事の言われたとおり、いろんな議員が呼びかけて、過去も議会内でやってきたこともあると思うんです。だから、そういうやり方がもし可能で、それで合意が取れるんだったら、そういう形で、政務活動費を使えるか使えないかの判断はちょっと研究が必要かもしれませんけれども、そういうやり方でまずはやってみるというほうが大事なのかなというふうに思っています。これのことでそれほど大騒ぎする必要もない気もしていますので、速やかにやれる形でやるのが、まずはいいのかなというふうに思っているところです。

以上です。

おおつき副議長 皆様から様々な御意見等を伺って、大変に勉強になりました。ここに議長がいらっしゃらないのは、私も支え切れていなくて申し訳ない限りであります。ただ、今回いわゆる議会費を使ってという中に、もし民間の会社、今ハラスメントはどこも大変慎重に対応されています、民間の会社でハラスメントに関心のある人だけ講習を受けてください、ありますかね。ないと思います。それは、ハラスメントというのは、自分はやっていないつもりでいるけれども、実は相手方からは、それはハラスメント行為だったということが間々あるからです。だから、民間の会社も、あと地方公共団体も含めて、団体で、なるべく多くの人に、もしくはもう研修を義務づけてまでやっていらっしゃると思います。そして、しっかり自分の会社を、そして団体を守る、またはその相手方との間で良好な関係を築くために、なるべく多くの方に聞いていただきたい。

政務活動費はそれぞれ使い方が自由であります。でも、この議会費は、1つのそれとは別の枠ですから、なるべく多くの方に聞いていただきたい。当初、研修という案もありましたけれども、私も何人かの方に聞いてみたら、強制されるようなものではないというのもすごく理解できますし、であれば、講演会という形で少しそこを。研修というと、出ないと、出なかったじゃないかみたいなのがあります。講演会というものは、出なかったじゃないかという話になりにくいですから、なるべく多くの方に御参加いただ

く。オンラインもいいわけですから、後でも、その場には来れない、もしくは来たくない方も、一定期間個人的に見られるわけですから、なるべくそういう形にして。この問題、ハラスメントの問題が議会に全くないとは私は思っておりません。あると思っていますから。でも、そのことを早く一歩ずつでも解決していくためには、我々は、自分がそのことについて謙虚に勉強していくという姿勢が議会にまず必要なんじゃないかということは、議長とも話をさせていただいている次第です。

様々御意見があると思いますが、一日でも早くこういう勉強を、公平中立の方から今の最新の情報をお聞きして、我々も、先ほど川原口理事がおっしゃったように、しっかり勉強させていただきたいというのが、議長ないし、私おおつきの考えでございます。 以上です。

脇坂理事 今、それぞれ全員理事の方に御発言いただきましたけれども、議長、副議長の思いとしては、事務局から提案のあった案のとおりで進めたいということだというふうに認識をいたしました。他方で、今何人かの理事から御意見をいただいたのは、議会費からの流用ではない形で、政務活動費を使って、どなたかが音頭を取った形でやるべきではないかと、やること自体は否定している方はいないと思いますけれども、そういう御提案があったような状況ですね。どちらかに、結局つまるところ、議長、副議長が開催すると言えば開催はできるわけです。ただ、理事会の総意でもって開催する形には、もう残念ながらならないので、そこに対しての判断というのは、一定程度責任が生じてくるものだと思いますけれども、どうしたものかなというところで。

安斉理事 1点だけこだわらせてもらいたいんですけれども、議会として、流用は認めないんだという話でやられている方もいますよね。厳しくやっている方、僕はあまりそんな厳しくやっていないんだけれども。ただ、さっき局長が言った言葉をそのまま取って考えると、少額だからとか、法律に照らし合わせればというのは、それはあくまでもその人たちがそう思っているだけで、100人聞いたときにそうかいとなるかというと、そうじゃないわけですよ。我々はチェック機関なので、申し訳ないんですけれども、やっぱりそれは必要であれば補正を組んでやるのが筋だろうというのは、これは私は正論だと思うんです。さっき松本理事が言っていましたけれども、そんなに大ごとじゃないんだというのも、それもあると。ただ、やっぱりルールというものはある以上は、そこに当てはめていく。そういうことの大切さというのが形骸化していくと、議会としてのチェック機能が果たせなくなるので、申し訳ないですけれども、再三に言いますけれども、このお金のところは――最終的に議長、副議長がやるというなら、それは我々の会派は了承しないですけれども、やられたらいいのかなと思いますよ。ただ、お金のところだ

けは、ここは申し訳ないですけれども、私はちゃんとしていただきたいというふうに思いますよ。流用でやることはまかりならぬということだけは、これははっきり言っておきたいです。でないと、理事者側が流用したときに、我々自身が言えなくなっちゃう。議会もやっているじゃないかと言われたら、何の申し訳もつかないですよ。これは大小にかかわらず、流用したということ自身が問題だということになりますから、その流用の正当性というのはそれぞれいろいろあるんだろうけれども、そもそもそういうことがないのが一番いいわけですから、そこの点だけしっかりとやっていただきたいという、これは私の私見だから、意見だから、どこまで取り入れるかどうか分かりませんけれども、そこは強く思っていますので、もう1回言わせていただいたということでございます。

以上です。

- **脇坂理事** それと確認をしたいんですけれども、12月5日というのは、私は会期中に開催することは少し困ったなというふうにも感じていましたし、流用でなくても、先ほど局長からお話があったとおり、当初予算の中で、予算要望した形で新年度に仕切り直すというやり方であれば、お金の面は全て解決できるわけですよね。だから、そういったところの中で、どうしてこのタイミングでやるのかということも事務局に確認をしておきたいと思います。
- 事務局長 まずは法律的に、先ほど副議長がおっしゃったように、ある法律、先ほど申し上げた男女の関係の法律に基づいてそういう義務規定が存在していて、調べたところ、50万以上都市だと約4割が既に実施しているという状況を、この立案をする過程で私どもは知りました。特別区の中でも23区中14区の議会が何らかの対策を講じていると。それは講演会であったり、これから考えていこうとかそういう姿勢があったと。そう思ったときに、今年度中にまずは何とかしたいということと、日程的にはなるべく早めに取り組んだほうがいいだろうと、それと議会中のほうがかえって参加しやすいんではないかということでこの日程になったということでございます。

あと流用の問題につきましては、確かに私、財政課長もやっておりましたので、この問題については議会事務局の中でもきちんと考えていかなきゃいけない、安易に流用はしてはいけないということだと思います。ただ、同じ執行項目というか、これは恐らく委託費でやることになるんですが、議会が持っている委託費の中で、本来の用途とは違いますけれども、委託費が残が見込まれたときに、その目的をちょっと変えて、金額内で収まって、新たな財源を持ってきたり、ほかのものを、科目を変えるのではなくてやるということは、一般的には財政当局と相談して、当初、椅子を買おうと思ったものを

机を買うとかいうような形のものというものは全くないわけではないので、ただ、今、 安斉理事がおっしゃっているとおり、本来は好ましくないと言ってしまえば、その時間 とかそういうものとの優先順位の中で、やっぱり守るべきものは守るべきということの 御指摘を受けたことはきちんと受け止めたいというふうに思っております。

安斉理事 それは局長が言っちゃ駄目ですよ。我々はチェック機関だから。それは、局長が言ったのは財政課長のときの話ですよ。それを許しちゃうと何でもオーケーになっちゃいますよ。椅子を買おうと思ったのを机を買って、それは何が悪いんだみたいな話じゃないですか。もともとそういうものは想定しなかったんだから、先ほど言ったように、松本さんが言うように、ちゃんと補正を組んでもらえばいいじゃないですかというのもあるし、脇坂さんが言ったように、委員長が言ったように、別に急いでやる必要はないわけで、ちゃんとそういうことが整ってからやるべきで、不自然です。そういうのを形骸化させていくと、どんどんどんどんおかしくなってくる。だから、言いたくなかったけれども、今の杉並区というのはいろんな不祥事が起きているというのは、そういうのもあるんじゃないですか、拡大解釈して何かをやろうとかそういうの。やっぱりルールというのは極めて厳格に進めていかないとおかしくなりますからね。私は、だから、そういうことを危惧して強く言ったわけなので、局長のそういう発言というのは、私はちょっと承服できないな、取り消していただきたい。

事務局長 今私が申し上げたのは、そうするというふうに申し上げたわけではなくて、ちょっと今誤解があろうかと思いますけれども、事務局としては、それは適切ではなかったので、きちんと受け止めたいというふうに先ほど申し上げたつもりでございます。安斉理事のおっしゃっていることが、きちんと受け止めるべき立場に自分がいるということを先ほど申し上げたので、それが違うというふうに申し上げたのではないということです。

山田理事 やるという方向は一致している、やってもいいんじゃないのという話にはなっているんですけれども……。

安斉理事 いや、俺は納得していない。

山田理事 お金の問題ですよね。議会費としてやるというところで非常に、だから、任意というところでいうと、前回の理事会も任意でやって、特に強制しないのであればいいんじゃないですかという話でまとまっていたのに、ここまでこじれにこじれているのは、はっきり言って、前回の理事会の合意事項とちょっとずれ始めていると思うんですね。だったら、先ほど川原口さんが言ったとおり、もう少し政務活動費でできないのかというようなところを研究するなど、ちょっと違う形でやったほうがいいのかなというふう

に思っています。先延ばしにして解決するものでもないと思いますし、この時点でやるということは、タイミング的には必要なことだと思いますし、逆に第1回定例会まで延ばすことなのかというのも私はちょっと疑問です。やはりそれなりにいろんな会派からやったほうがいいんではないかというタイミングで出てきたものですので、やれるようなやり方で、やれるような形でやってもらうというのがいいのかなというふうに思っています。

政務活動費で、先ほどそれが使えるかどうかというようなところもあったんですけれども、それ自体は研究の余地があると思うので、今日結論は出ないかもしれないですけれども、そういう方向にしないと話がもう全然まとまっていかないなというふうにも思っていますので、以上、意見です。

脇坂理事 副議長、今の山田理事の御発言を受けていかがでしょうか。

おおつき副議長 私は、議長と共に、2定、3定とこの議会に関わらせていただく中で、このハラスメントの問題は早急に何らかしらの対応を議会も、あと行政も含めてやっていかなきゃいけない大きな課題だと思っています。だから、当然このことは、1回話を聞いたから、すぐにもう右なんですね、左なんですねという話じゃなくて、時間もかかるし、それぞれの見識を深めていく中、必ずみんなが右に行くと、考えるとも限らないですから、左に考える方もいらっしゃるので。そう思うと、丁寧な議論をするためには、早めにこういうことを学び始めることが必要ではないかと思います。

先ほど流用について、安斉理事がおっしゃるのも一理あると思います。それで、ちょっと事務局に聞きたい、特に財政課長の御経験が局長はあるので、お詳しいですが、もし今予定どおりの日、12月の何がしかに開催をするに当たって、これから例えば議会から区長部局にお願いをして、補正予算等をつくっていただくことは、時間的には可能なものなんでしょうか。

- **事務局長** 相手方があることなので、何とも言えませんが、補正でいくというふうに皆様 方がお考え、もしくは議長からの指示があれば、それを最大限調整するのが私の仕事だ というふうに考えております。
- おおつき副議長 その場合はどこかで、今予定しているのが12月5日ですから、例えば中間議決みたいな形でするようなことが事務的に可能なのか、いかがなんでしょうか。
- 事務局長 補正予算の編成のその数字をつくるということ自体はさほどではないと思うんですけれども、あとはそれこそ議会の日程との関係でどうなるかということだと思うんですが。その補正予算の中身の議決が最終日だと、これには間に合わないので、それより早くするという理由がこれに存在するかというところの客観的な判断が生じるという

ことだと思います。

おおつき副議長 分かりました。当初、事務局から聞いている話では、講師の方も複数名 候補がいて、予定を聞いたときに、12月末であるとか、1月とかいう話があって、皆さ んも様々、年末年始お忙しいでしょうから、比較的議会に身も心も向いているタイミングの議会中であれば、より多くの方に聞いていただける可能性があるかなと思ってこの 日程を、事務局とも相談をして決めさせていただきました。ただ、別にこの日にやらな ければ絶対駄目というわけでもありませんし、また、議長の御意向もよく聞かなければ 分からないんですが、山田理事がおっしゃるように、最終的には、そういう有志でもいいんじゃないかという案もあるでしょう。ただ、私と議長はなるべく多くの方に、多く の議員にこのことを一緒に知ってほしい、勉強を一緒にやっていきたいということがスタートだったので、もちろん強制ではありませんし、そこはなるべく多くの方が聞いていただきたい。あと私も前回言いましたけれども、これは議会の人だけがやる話じゃなくて、行政の、それこそ理事者クラスの人たちにも、できれば後ろでしっかり同じ話を聞いてもらって、今後我々の議論に、そこにそごが生じにくいような環境をつくっていきたいという思いがありますので、そこは皆さんも少しでも御同意をいただけたらありがたいなと思っています。

以上です。

脇坂理事 事務局に1点確認ですけれども、週明けは議長は公務に復帰されますか。

事務局次長 ちょっと頭を打った関係で、今退院はされているんですけれども、まだちょっと安静を要しますので、一応月曜日からは復帰する予定と聞いております。

事務局長 月曜日の議運には参加したいというふうに議長から連絡がありました。

脇坂理事 今回、講師の日程ももう既に仮では押さえられているということだと思います。 結論は急がなければいけないと思いますので、とはいっても、今日は議長がお休みです から、例えばですけれども、11日の議運の前にもう一度理事会を開催して、そこでどう いう形で今後対応するのかということを決めると、今日はここで終わりにするという形でいかがでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 よろしいですか。では、そういう形で、再度日程は閉会後に調整をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前11時02分 閉会)